

受託契約約款新旧対照表

新	旧	備考欄
令和 8 年 10 月 1 日改定 東京食肉市場株式会社 受 託 契 約 約 款 総則から第 2 7 条 記載省略（現行通り） （売買仕切金の支払） 第 2 8 条 <u>売買仕切金の支払は、委託者が指定する金融機関口座への振込送金によるものとし、支払日は委託者と特約のない限り販売完了日の翌金融機関第一営業日とします。ただし、販売完了日が金融機関の休業日にあたるときは、翌金融機関第二営業日を支払日とします。</u> 2 削除 第 2 9 条から第 3 6 条 記載省略（現行通り） 付則 この受託契約約款は、昭和 4 7 年 6 月 2 8 日から施行する。 付則 この受託契約約款は、平成元年 4 月 1 日から施行する。（一部改正） 付則 この受託契約約款は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。（一部改正） 付則 この受託契約約款は、平成 1 2 年 7 月 1 日から施行する。（一部改正） 付則 この受託契約約款は、平成 1 3 年 1 1 月 1 日から施行する。 付則 この受託契約約款は、平成 1 7 年 5 月 1 日から施行する。 付則 この受託契約約款は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。（一部改正） 付則 この受託契約約款は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。（一部改正） 付則 この受託契約約款は、令和 2 年 6 月 2 1 日から施行する。 付則 この受託契約約款は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。 付則 この受託契約約款は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。 <u>付則 この受託契約約款は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。（一部改正）</u>	令和 7 年 1 月 1 日改定 東京食肉市場株式会社 受 託 契 約 約 款 総則から第 2 7 条 記載省略 （売買仕切金の支払） 第 2 8 条 <u>売買仕切金の支払が小切手の場合、支払場所は市場内の会社の事務所とします。</u> <u>2 売買仕切金の支払が振込送金の場合、支払日は委託者と特約のない限り販売完了日の翌金融機関第一営業日とします。ただし、販売完了日が金融機関の休業日にあたるときは、翌金融機関第二営業日を支払日とします。</u> 第 2 9 条から第 3 6 条 記載省略 付則 この受託契約約款は、昭和 4 7 年 6 月 2 8 日から施行する。 付則 この受託契約約款は、平成元年 4 月 1 日から施行する。（一部改正） 付則 この受託契約約款は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。（一部改正） 付則 この受託契約約款は、平成 1 2 年 7 月 1 日から施行する。（一部改正） 付則 この受託契約約款は、平成 1 3 年 1 1 月 1 日から施行する。 付則 この受託契約約款は、平成 1 7 年 5 月 1 日から施行する。 付則 この受託契約約款は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。（一部改正） 付則 この受託契約約款は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。（一部改正） 付則 この受託契約約款は、令和 2 年 6 月 2 1 日から施行する。 付則 この受託契約約款は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。 付則 この受託契約約款は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。	※改定日更新 ※第 2 8 条 小切手廃止に伴う改定 ※付則追加